

公益社団法人鳥取県医師会長
一般社団法人鳥取県東部医師会長
公益社団法人鳥取県中部医師会長
公益社団法人鳥取県西部医師会長
一般社団法人鳥取県歯科医師会長
各 病 院 長

様

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関におけるクラスター対策について（通知）

本県の保健行政については、日頃多大なる御理解、御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

医療機関における新型コロナウイルス感染症のクラスター対策については、本県本庁内に「福祉・医療施設感染対策センター」を設置し、院内感染対策の支援等を行ってきたところです。

この度、鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（以下、「クラスター対策条例」という。）が改正され、令和5年3月27日にクラスター対策条例が執行停止されるとともに、令和5年5月8日からは感染症法上の5類移行の方針が示されていますが、高齢者等重症化リスクの高い者が入院等している医療機関での院内感染対策は引き続き重要です。

そのため、「福祉・医療施設感染対策センター」については、クラスター対策条例執行停止及び5類移行後も体制を維持するとともに、各医療機関でこれまで培った院内感染対策のノウハウを活かしつつ、感染対策と医療機関側の負担軽減を図ることから、下記のとおり報告基準等を変更しますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

(担当) 保険医療指導担当 米原、樽本 電話0857-26-7189

記

1 福祉・医療施設感染対策センター（医療機関担当）の実施体制

院内感染が発生した医療機関に対し、感染拡大が収束するまで状況確認を行うとともに、必要な支援、助言等を行う（感染制御専門家チームの派遣調整を含む）。

2 県への報告

(1) 新規院内感染発生時

7日間で5人以上の院内感染（集団発生）が確認された場合、速やかに報告。

・指定様式（別添1）によるメール報告をお願いします。

※メール報告時の件名は「【クラスター報告】●●病院」としてください。

・感染者が当該発生部署の全域に広がっている場合等、深刻な感染事例と判断される場合は、電話での一報をお願いします。

(2) 院内感染発生以降

新規陽性者が確認された場合、適宜報告。

・指定様式（別添1）を更新する形でメール報告をお願いします。

・別の部署への感染拡大等、深刻な感染拡大が確認された場合は、電話での一報をお願いします。

(3) 報告先、連絡先

【報告先】メールアドレス：iryuu-hoken@pref.tottori.lg.jp

【連絡先】080-9394-3592（センター専用回線）

(4) 適用日

令和5年3月27日以降の院内感染発生分から新基準（様式）での報告をお願いします。

3 その他

(1) 報告基準に限らず、院内感染対策について必要な支援等ありましたら、前項2（3）の連絡先までお願いします。

(2) 福祉・医療施設感染対策センターは「医療機関」と「高齢者・障がい施設」の2つの窓口を設置しており、それぞれ連絡先等が異なりますので、御注意ください。